

改正後		現行		改正理由																												
別記第1号様式（第7—1関係） 略		別記第1号様式（第7—1関係） 略		1 所用の整備																												
別記第2号様式（第8—2関係） 納税対応状況申出書		別記第2号様式（第8—2関係） 納税対応状況申出書																														
年 月 日		年 月 日																														
総合振興局長（振興局長） 様		総合振興局長（振興局長） 様																														
補助事業者（団体等名及び代表者氏名） ㊟		補助事業者（団体等名及び代表者氏名） ㊟																														
事業実施主体（団体等名及び代表者氏名） ㊟		事業実施主体（団体等名及び代表者氏名） ㊟																														
交付対象者（団体等名及び代表者氏名） ㊟		<u>取組主体（団体等名及び代表者氏名）</u> ㊟																														
		<u>助成対象者</u> （団体等の場合は団体等名及び代表者氏名） ㊟																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税対応（予定）</th> <th>該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 免税事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 簡易課税制度適用者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 一般事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 一括比例配分方式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		納税対応（予定）	該当項目		1 免税事業者		2 簡易課税制度適用者		3 一般事業者		(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上		(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満		ア 一括比例配分方式		<table border="1"> <thead> <tr> <th>納税対応（予定）</th> <th>該当項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 免税事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 簡易課税制度適用者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 一般事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 一括比例配分方式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		納税対応（予定）	該当項目	1 免税事業者		2 簡易課税制度適用者		3 一般事業者		(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上		(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満		ア 一括比例配分方式	
納税対応（予定）	該当項目																															
1 免税事業者																																
2 簡易課税制度適用者																																
3 一般事業者																																
(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上																																
(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満																																
ア 一括比例配分方式																																
納税対応（予定）	該当項目																															
1 免税事業者																																
2 簡易課税制度適用者																																
3 一般事業者																																
(1) 課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上																																
(2) 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満																																
ア 一括比例配分方式																																

	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
	(ウ) 非課税売上対応	
4 公共法人等で特定収入割合5%を	超える	
	以下	

注1～5 略

別記第3号様式（第9－1関係） 略

別紙

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった北海道経営発展支援事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

	イ 個別対応方式	
	(ア) 課税売上対応	
	(イ) 共通売上対応	
	(ウ) 非課税売上対応	
4 公共法人等で特定収入割合5%を	超える	
	以下	

注1～5 略

別記第3号様式（第9－1関係） 略

別紙

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった北海道経営発展支援事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区 分	金 額	金 額	
北海道経営発展支援事業	初期投資促進事業			年 月 日
	経営発展支援事業	円	円	年 月 日
	推進事業			年 月 日
	合計	円	円	

2 北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12

総合振興局長（振興局長）

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額	完了期限
	区 分	金 額	金 額	
北海道経営発展支援事業	経営発展支援事業			年 月 日
	推進事業	円	円	年 月 日
	合計	円	円	

2 北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平

1 に同じ

2 国要綱の追加に伴う整備

<p><u>月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知</u>）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知。）、北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和 4 年 7 月 13 日付け技普第 693 号北海道農政部長通知。以下「取扱要領」という。）及びこの決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。</p> <p>3～11 略</p> <p>12 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。</p> <p>13 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、取扱要領別記第 4 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は不明な場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>14～19 略</p> <p>別記第 4 号様式（第 9－2（2）関係）～別記第 6－1 号様式（第 10</p>	<p>成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 350 号農林水産事務次官依命通知。）、北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和 4 年 7 月 13 日付け技普第 693 号北海道農政部長通知。以下「取扱要領」という。）及びこの決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。</p> <p>3～11 略</p> <p>12 補助対象事業実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。</p> <p>13 補助対象事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、取扱要領別記第 4 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は不明な場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。</p> <p>14～19 略</p> <p>別記第 4 号様式（第 9－2（2）関係）～別記第 6－1 号様式（第 10</p>	<p>1 に同じ</p> <p>1 に同じ</p>
---	--	---------------------------

-2 関係) 略

別記第 6 - 2 号様式 (第 10-2 関係)

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道経営発展支援事業に係る計画の変更を承認し、令和 年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長 (振興局長) 印

- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおり です。
- 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業の名称、経費、補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象事業	変更前			変更後		
	補助対象経費		完了期限	補助対象経費		完了期限
	区分	金額		区分	金額	
		補助金の額			補助金の額	

-2 関係) 略

別記第 6 - 2 号様式 (第 10-2 関係)

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の北海道経営発展支援事業に係る計画の変更を承認し、令和 年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長 (振興局長) 印

- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおり です。
- 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業名	変更前			変更後		
	補助対象経費		完了期限	補助対象経費		完了期限
	区分	費目 金額		区分	費目 金額	
		補助金の額			補助金の額	

1に同じ

1に同じ

				円	円	年月日					円	円	年月日					円	円	年月日	
				合計			合計					注1～4 略									
注1～4 略									注1～4 略												
別記第7号様式（第11-2関係）～別記第9号様式（第12-2関係） 略									別記第7号様式（第11-2関係）～別記第9号様式（第12-2関係） 略												
別記第10-1号様式（第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係）									別記第10-1号様式（第13-1(1)、第16-4及び第20-2関係）									1に同じ			
別記第10-2号様式（第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係）									別記第10-2号様式（第13-1(1)、第16-4及び第20-2関係）									1に同じ			
別記第10-3号様式（第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係）									別記第10-3号様式（第13-1(1)、第16-4及び第20-2関係）									1に同じ			
（記号）第 号達 （補助事業者）									（記号）第 号達 （補助事業者）												
年 月 日付け（記号）第 号指令の北海道経営発展 支援事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助 金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の 事項を承知してください。									年 月 日付け（記号）第 号指令の北海道経営発展 支援事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助 金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の 事項を承知してください。												

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 印

1～2 略

3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	変更前			変更後		
	補助対象経費		完了 期限	補助対象経費		完了 期限
	区分	金額		区分	金額	
	円		円		円	年月日
	円		円		円	年月日
	合計			合計		

注1～5 略

別記第10-4号様式(第13-1(1)、第16-4及び第19-2関係)

(記号) 第 号達

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 印

1～2 略

3 変更後の補助金の交付の対象となる補助事業名及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業名	変更前			変更後		
	補助対象経費		完了 期限	補助対象経費		完了 期限
	区分	費目 金額		区分	費目 金額	
		円			円	年月日
		円			円	年月日

注1～5 略

別記第10-4号様式(第13-1(1)、第16-4及び第20-2関係)

(記号) 第 号達

1に同じ

1に同じ

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の北海道経営発展支援事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金 円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

1~5 略

補助対象事業	変更前			変更後		
	補助対象経費		完了期限	補助対象経費		完了期限
	区分	金額		区分	金額	
		円	円	円	円	年月日
	合計			合計		

注1~6 略

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の北海道経営発展支援事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金 円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

1~5 略

補助事業等	変更前			変更後		
	補助対象経費		完了期限	補助対象経費		完了期限
	区分	費目金額		区分	費目金額	
		円	円	円	円	年月日

注1~6 略

1に同じ

別記第10-5号様式(第13-1(2)関係)～別記第14号様式(第17-4関係) 略	別記第10-5号様式(第13-1(2)関係)～別記第14号様式(第17-4関係) 略	
【削除】	<u>別記様式第15号(第18-1関係)</u>	1に同じ
【削除】	<u>別記様式第16号(第18-3関係)</u>	1に同じ
別記第 <u>15</u> 号様式(第 <u>18</u> -2関係)～別記第 <u>17</u> 号様式(第 <u>18</u> -5関係) 略	別記第 <u>17</u> 号様式(第 <u>19</u> -2関係)～別記第 <u>19</u> 号様式(第 <u>19</u> -5関係) 略	1に同じ

(下線部分は改正部分)